第十一条の六第一項を次のように改める。

政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る鉄道施設のうち、次に掲げるものとする。

一　当該路線のうち全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下この項において「新幹線鉄道」という。）の路線以外の路線に係る線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡するトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他の機械装置（次号の区間において新幹線鉄道の路線と共用するものを含む。）

二　当該路線のうち新幹線鉄道の路線の前号に規定する路線と共用する区間として総務大臣が定める区間の線路設備、電路設備又は停車場

第十一条の九第三号中「医療又は」を削る。

第十一条の十四の次に次の一条を加える。

（政令第五十二条の十の十二の業務）

第十一条の十五　政令第五十二条の十の十二に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　医療系研究成果展開事業のうち委託開発

二　医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業のうち共同研究のあっせん業務

三　先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業

四　創薬総合支援事業

第十五条の六の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「税務代理権限証書」の下に「（次項において「税務代理権限証書」という。）」を加え、「同項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第三百九十六条の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

第二十四条の五の二第四号及び第五号中「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改める。

第二十五条第一項第四号中「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同項第五号ロ及び同条第二項中「日付け」を「日付」に改め、同条第三項中「次に掲げる」を「棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第五項第一号ロ中「定めており、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に関連する地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項の承認を受けたものである」を「定めている」に改め、同項第二号イ(1)中「以下この項」を「第六号ニ」に「Z六〇一六の四・一・一」を「Z六〇一六の五・一・一」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る」を「一の入力単位ごとの」に、「財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本データ通信協会」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを次のように改める。

ニ　当該地方税関係書類をスキャナで読み取つた際の次に掲げる情報を保存すること。

(1)　解像度及び階調に関する情報

(2)　当該地方税関係書類の大きさに関する情報

第二十五条第五項第二号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同項第五号中「日付け」を「日付」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号ロ中「明りょうで」を「明瞭で」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四　当該地方税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ　相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制

ロ　当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

ハ　当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

第二十五条第六項中「及び第二号ハ」を「、第二号ハ(2)に係る部分に限る。）及び第四号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

第二十六条第一項第二号中「日付け」を「日付」に改め、同項第四号中「明りょうな」を「明瞭な」に改め、同条第二項中「日付け」を「日付」に改める。

附則第二条の三の次に次の二条を加える。

（道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式）

第二条の四　道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る次の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
(一)　申告特例申請書（法附則第七条第三項及び第十項の申請書）	第五十五号の五様式
(二)　申告特例申請事項変更届出書（法附則第七条第四項及び第十一項の変更届出）	第五十五号の六様式
(三)　申告特例通知書（法附則第七条第五項及び第十二項の申告特例通知書）	第五十五号の七様式

（法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項）

第二条の五　法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日その他参考となるべき事項とする。

附則第三条の二の八第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　倉庫（床面積が三千平方メートル以上のものに限る。）であつて、流通加工の用に供する空間を有するもの

附則第三条の二の十七の見出し中「行為」を「行為等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二　削除

附則第四条の四第一項中「附則第四条の六」を「附則第四条の六の二」に改め、同条第二項第一号中「及び附則第四条の六」を「から附則第四条の六の二まで」に、「附則第四条の六の二まで」に改め、同条第三項第一号中「及び次条」を「から附則第四条の六まで」に改め、同条第七項中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号中「に掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ」及び「それぞれ」を削り、同項第二号中「）第四条」を「。以下この条及び附則第四条の六において「実施要領」という。）第四条の二」に、「平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び」を「平成三十二年度燃費基準達成レベル」に、「平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車」に改め、同条中第十五項から第十七項までを削り、第十四項を第十五項とし、同条第十三項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第二号中「百十」を「百十五」に、「平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」を「平成二十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車」